

「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案」への意見

日本生活協同組合連合会

日本生協連は、消費者被害回復のために本訴訟制度の実現を願う立場から、制度研究会の報告書（2010 年 10 月）と「訴訟制度の骨子」（以下「骨子」）（2011 年 12 月）に対して、それぞれ意見表明をいたしました。

今回の「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案」（以下「制度案」）では、被害回復関連業務に関する特定適格消費者団体への報酬について明記されるなど、2011 年 12 月の私どもの意見が一部反映されていることは歓迎します。また、特定適格消費者団体が一段階目の手続においても単独で仮差押命令の申立ができる制度が明記されたことなども、「骨子」と比べて前進したものと評価します。

一方で、二段階目の通知・公告手続の費用については特定適格消費者団体が負担するものとされ、「骨子」と比べて後退しました。消費者目線に立って、本訴訟制度の担い手となる特定適格消費者団体がより利用しやすい制度とすること、あわせて特定適格消費者団体への支援を充分に行うことが必要です。

これらの観点から、以下の点について改めて意見を申し述べます。

1. 制度全体について

（1）今回の「制度案」を基本的には支持するとともに、早期実現を強く求めます。

消費者基本計画（2011 年 7 月 8 日改定）では、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をなく奪し、被害者を救済するための制度について、「平成 24 年常会への法案提出を目指します」とされていました。現行の訴訟制度では個々の消費者が必ずしも被害回復を図れていない現状を考慮すれば、今通常国会への法案提出は困難だとしても、一刻も早い制度の導入が求められることは明らかです。

したがって、今回の「制度案」を基本的には支持するとともに、早期実現を強く求めます。

（2）本訴訟制度の施行前に発生した事案について適用除外を求める意見が出されていますが、現行法における消費者の請求権を否定するような取り扱いは認めべきではありません。

本訴訟制度は、民事訴訟手続き上の特例を定めるものであり、既存の実体法に変更を加えるものではありません。本訴訟制度の施行時に実体法上の請求権が存在すれば、施行前に契約関係を結んで消費者被害が発生した事案であっても本訴訟制度の対象となるのは当然です。

この点について、「予測可能性のない訴訟に巻き込まれることになるので、本訴訟制度施行後に発生した事案に限って適用すべき」との意見も出されているようですが、今回の制度は実体法の改正ではありませんので、現行法に照らして考えれば、消費者に請求権が生じているか否かは十分に予測可能であるといえます。

また、「経営上のインパクトが強いので、施行後に発生した事案に限定すべき」との意見もあるようですが、そもそも事業者自らが消費者被害の回復を迅速に行っていれば、本制度による訴訟提起を回避することは可能です。

従って、現行法における消費者の請求権を否定するような取り扱いは認めるべきではありません。

2. 被害回復裁判手続

(1) 特定適格消費者団体による仮差押えは、使いやすい制度とするために必要な支援措置の整備もあわせて行ってください。

特定適格消費者団体が、一段階目の手続においても単独で仮差押命令の申立ができる制度は、「骨子」と比べて前進したものと評価します。但し、仮差押命令の申立にあたって差押えたい金額の1～2割は担保提供が必要と言われており、この担保金の捻出は特定適格消費者団体にとって高いハードルになります。

したがって、特定適格消費者団体による仮差押えは、使いやすい制度とするために必要な支援措置の整備もあわせて行ってください。

(2) 二段階目の手続における通知・公告費用は、特定適格消費者団体の負担ではなく、事業者負担としてください。

二段階目の手続における通知・公告費用について、「制度案」では特定適格消費者団体が負担することとされていますが、被害者の数によっては通知・公告費用が多額になる場合も想定されます。この多額な費用負担に耐えられず、特定適格消費者団体が訴えを自己規制してしまうとすれば、本訴訟制度の実効性が損なわれることにもなりかねません。

したがって、二段階目の手続における通知・公告費用は、特定適格消費者団体の負担ではなく、事業者負担としてください。

事業者負担とすることが不可能な場合は、「骨子」に示されていた通り、事情により裁判所の命令で通知・公告費用の全部または一部を事業者に負担させることができる制度の具体化を求めます。あわせて、無利子融資など特定適格消費者団体への公的支援の仕組みの整備を求めます。

3. 特定適格消費者団体

特定認定の有効期間については、一定の活動実績を積んだ段階では、3年から5年への延長を検討してください。

特定適格消費者団体の認定の有効期間は、特定適格消費者団体の負担、訴えの提訴から訴訟の終結まで通常要する期間等を勘案して3年とされていますが、本訴訟制度の信頼性を確保しつつ実効性も担保するためには、特定適格消費者団体の運営上の負担をいっそう軽減することが必要だと考えます。

したがって、特定認定の有効期間については、一定の活動実績を積んだ段階では、3年から5年への延長を検討してください。

以上